



2017年6月26日

各位

会社名 株式会社SUBARU
代表者名 代表取締役社長 吉永 泰之
(コード番号 7270 東証第1部)
問合せ先 執行役員 経営管理本部 総務部長
齋藤 勝雄
(TEL 03-6447-8825)

タカタ株式会社の民事再生手続き開始の申立てに伴う当社への影響について

2017年6月26日、当社および当社の連結子会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の取引先であるタカタ株式会社およびTK HOLDINGS INC.（米国）（以下、併せて「タカタ」という。）は、それぞれ、民事再生手続き開始の申立て、およびアメリカ合衆国連邦倒産法第11章（Chapter 11）手続の申請を行いました。

当社グループは、タカタからシートベルト等の部品供給を受けていますが、タカタは事業を継続しながら再生手続きを進めるため、部品供給は継続される見込みであり、当該申立てが当社グループの生産等へ与える影響は限定的であると考えております。

また、当社グループは、タカタ製エアバッグインフレータに関する市場措置（既届出分）を実施しており、その品質関連費用として、2017年3月期現在、約735億円を未払計上しております。一方、この金額の他、2018年3月期（今期）以降に実施予定の市場措置（未届出分）に関し、追加的な計上が必要な費用があり、その他、市場措置に関連して今後発生が見込まれる付随費用等についても精査中です。また、民事再生手続き開始の申立て等により市場措置に関連して生じる当社グループのタカタに対する求償権等に関わる回収可能性には不透明感があることから、当該影響を含めて精査中であります。いずれにつきましても、公表すべき事項が生じた場合は、速やかに開示いたします。

当社グループは、「お客様の安全を最優先」に考え、今後予定される債権者説明会等の結果やステークホルダーなどの意見を踏まえながら、関係各位と協力・連携して最大限の努力を行う所存です。

以上